

苫小牧市人流データ分析システム利用 仕様書

1 業務名称

苫小牧市人流データ分析システム利用

2 業務の目的

学校・公園の再配置や津波避難対策など、市民の安全と利便性に直結する複雑な行政課題に対応するためには、客観的なデータに基づく検討が不可欠である。特に、細街路の把握等を含む空間解像度の高いデータを活用し、専門的な知識を有さない職員でも直感的に分析できる環境を整備することが求められている。

本業務は、人流データ分析システムの導入により、重要施策及び継続事業の妥当性を客観的に検証できる全庁的なデータ活用基盤を整備し、EBPM（証拠に基づく政策立案）による効率的な行政経営を推進することを目的とする。

また、定量的エビデンスに基づく迅速な意思決定を可能とすることで、行政資源の最適配分及び市民サービスの向上を図る。

3 業務内容

(1) サービスの提供

一般的な Web ブラウザ上（Microsoft Edge・Chrome を含む）で、サービス利用期間中は常に閲覧ができ、日本国内における地図上で自由に地点やエリアを設定でき、自由に指定する月別、日別、時間別の人数や属性別で、個人が特定できない形式に加工したうえで、表示・出力できるシステム。移動手段、来訪元及び移動先を把握できる機能を有すること。

(2) 利用支援及びサポート体制

システムを使用するための支援、アドバイスとして、利用マニュアルを提供すること、また問い合わせに対してサポートできる体制をとること。

4 対象者・規模

本システムの利用対象者は、本市職員とする。

利用を希望する職員が利用可能なアカウント・ライセンス体系を提供すること。なお、希望する職員が同時に接続することを想定する必要はない。

5 成果品の権利及び利用

(1) 成果物に係る利用権

本業務において本市が作成し、又は受託者が市の指示に基づき出力・作成した分析結果、図表、レポート、CSV データ、画像その他の資料等の成果物について、本市は、本業務の目的の範囲内において、庁内利用、会議・議会等での使用、計画書・報告書・広報資料等への掲載、市民向け資料への使用その他必要な利用を行うことができるものとする。

また、本市は、契約期間中に取得又は作成した成果物について、契約期間終了後も引き続き利用できるものとする。

(2) 第三者の権利侵害に係る保証及び責任

受託者は、出力されるデータは第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7 委託料上限額

金1,320,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※必要な全ての経費を含む。

8 留意事項

業務の遂行にあたり、本仕様書に定めていない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度協議し定めるものとする。